



平成 30 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 共栄タンカー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 高田 泰
(コード番号 9130 東証1部)
問 合 せ 先 取締役総務部長 中嶋 靖
(TEL. 03-4477-7171)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出するとともに、過年度に係る決算短信等の訂正開示を行いました。

また、これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局へ提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 訂正の対象となる内部統制報告書

第 85 期 内部統制報告書 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

第 86 期 内部統制報告書 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

第 87 期 内部統制報告書 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

2 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線 を付して表示しております。

第 85 期 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日) 内部統制報告書

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、平成 27 年 3 月 31 日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成 27 年 3 月 31 日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

今般、連結決算に係る税効果会計適用について検討を行っていたところ、過年度の外国子会社合算税制における子会社利益に関する繰延税金負債の処理について以下の2点の誤りがあることが判明いたしました。

(1) 当社子会社所有船舶の売却に伴う圧縮記帳積立金計上時の子会社利益計上額に対する繰延税金負債の計上誤り

(2) 持分法適用会社清算時の配当金の受け取りに伴う子会社利益計上額に対する繰延税金負債の計上誤り

これに伴い過年度の決算を訂正するとともに、平成27年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書、及び平成27年3月期第2四半期から平成30年3月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

この事実は、当社において会計処理を含む非定型・不規則な取引に関する内部統制が適切に整備できていなかったことに起因するものであり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までに是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、以下の方針に基づく再発防止策を講じて、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正してまいります。

- ・決算・財務報告プロセスの見直しによる内部統制の強化
- ・経理マニュアルの整備
- ・決算業務に関する専門知識の研修、教育等による向上

第86期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）内部統制報告書

3 【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、平成28年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成28年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

今般、連結決算に係る税効果会計適用について検討を行っていたところ、過年度の外国子会社合算税制における子会社利益に関する繰延税金負債の処理について以下の2点の誤りがあることが判明いたしました。

(1) 当社子会社所有船舶の売却に伴う圧縮記帳積立金計上時の子会社利益計上額に対する繰延税金負債の計上誤り

(2) 持分法適用会社清算時の配当金の受け取りに伴う子会社利益計上額に対する繰延税金負債の計上誤り

これに伴い過年度の決算を訂正するとともに、平成27年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書、及び平成27年3月期第2四半期から平成30年3月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

この事実は、当社において会計処理を含む非定型・不規則な取引に関する内部統制が適切に整備できていなかったことに起因するものであり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までに是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、以下の方針に基づく再発防止策を講じて、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正してまいります。

- ・決算・財務報告プロセスの見直しによる内部統制の強化
- ・経理マニュアルの整備
- ・決算業務に関する専門知識の研修、教育等による向上

第87期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）内部統制報告書

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、平成29年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成29年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

今般、連結決算に係る税効果会計適用について検討を行っていたところ、過年度の外国子会社合算税制における子会社利益に関する繰延税金負債の処理について以下の2点の誤りがあることが判明いたしました。

(1) 当社子会社所有船舶の売却に伴う圧縮記帳積立金計上時の子会社利益計上額に対する繰延税金負債の計上誤り

(2) 持分法適用会社清算時の配当金の受け取りに伴う子会社利益計上額に対する繰延税金負債の計上誤り

これに伴い過年度の決算を訂正するとともに、平成27年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書、及び平成27年3月期第2四半期から平成30年3月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

この事実は、当社において会計処理を含む非定型・不規則な取引に関する内部統制が適切に整備できていなかったことに起因するものであり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までに是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、以下の方針に基づく再発防止策を講じて、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正してまいります。

- ・決算・財務報告プロセスの見直しによる内部統制の強化
- ・経理マニュアルの整備
- ・決算業務に関する専門知識の研修、教育等による向上

以上